

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月22日（水）午後2時00分から午後2時53分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治

4. 欠席委員（1人）

19番 吉田寛実

5. 出席推進委員（26人）

吉田和功
本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
鶴山正行
有村敏之
高木 淳
杉本秀雄
瀬本浩和
宮本光治郎

高橋 豊
上原 誠
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第71号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第72号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第73号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第74号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第75号 農地中間管理事業法第19条の2【農用地利用集積計画一括方式】について
- 第6 議案第76号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について
- 第7 議案第77号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局

それでは、皆さん、改めましてこんにちは。
今回は、追加での審議議案がございます。農業委員、農地利用最適化推進委員全員の承認が必要であります「令和5年度最適化活動の目標の設定等」に関する審議がございます。追加審議書議案第77号については、本日机上に配付しております。
それでは、総会の開催に関し、今回も新型コロナウイルス感染防止対策を講じるために、注意事項を申し上げます。
御発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で着座にて発言していただきます。
総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。
以上、委員の皆様方には大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

事務局

それでは、ただいまから3月の総会を開会したいと思います。
本日は、麦島・植柳の吉田委員さんから欠席の連絡が入っております。
本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。
それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。
最初に、本日の議事録署名委員を指名します。
7番 深田 智 委員、8番 高野康喜 委員にお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、今月も、法の性質上、先に審議しなければならない議案がありますことから、議案書の議案番号順とならず、前後して進行しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に議案第72号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第72号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページから3ページのとおり付議いたします。

今月の申請は5件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番及び2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、2番の案件については、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、3番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により、土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

また、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

3ページをお願いします。

次に、4番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

また、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

事務局	<p>最後に、5番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により、土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。</p> <p>また、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されています。</p> <p>なお、次の議案第73号農地法第5条許可申請も同時に申請がなされています。</p> <p>次に、一般基準について説明いたします。</p> <p>農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。</p> <p>それでは、御審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1番、八千杷。</p>
推進委員	<p>八千杷担当の中面です。申請番号1番について説明します。</p> <p>申請地は、田中西町の〇〇銀行△△△△支店より道路を挟んだ東側に当たり、周りが住宅地で、現状遊休農地状態で、ここに事務所及びアパートを建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>2番、太田郷。</p>
10番	<p>太田郷担当の有馬です。19日に宮地地区の林田委員と確認いたしました。申請地は臨港線の上片地区と新幹線の線路と国道3号線で囲まれた三角形でほぼ中央に位置し、水田の影響はなく問題ないと考えます。</p> <p>生前、父親は農地転用せずに農業用倉庫を建設しましたが、今回、農地と倉庫を相続した息子が、農地転用の許可を申請いたしました。</p> <p>なお、今回の申請書には始末書が添付されています。よろしく審議ください。</p>
議 長	<p>3番、龍峯。</p>
推進委員	<p>龍峯担当の光永です。</p> <p>18日の日に森本委員と申請地を見てきました。申請地には祖父がいた家が建っていて、今回、国道3号線歩道拡張により一部が買収となりましたので、残地に家を建てる計画をしましたが、そこが水田のままだったので今回の申請となりま</p>

した。審議のほうよろしく願います。

なお、始末書が出ています。

議 長

4番、植柳。

推進委員

植柳・麦島担当の矢鉾です。申請番号4番について説明します。

先日18日、吉田委員さんと現地確認をいたしました。申請地は、昭和48年に個人住宅を申請人の父親が建築し、現在に至っています。父の死去で、その相続手続に伴い調査した結果、転用許可を得ていないことが判明したとのこと。周辺には農地は見当たらず、影響はないと思われまます。御審議方よろしく願います。

議 長

5番、高田。

推進委員

5番、高田、山崎です。よろしく願います。

3月の18日の日に高野委員さんと現地視察をいたしまして、見てまいりました。場所としては、遥拝山のすそ野の所でございますので、結構土地はたくさんあるところでございました。〇〇〇墓苑の近くというようなことで、高速のまだちょっと下のほうになります。そこで申請が出ております。

平成3年に親戚の墓地が西九州自動車道整備のために移転しなければならなくなりましたので、この場所に申請をお願いするということでもございましたが、移転、無断転用というようなことでございましたので、申請がされております。審議のほうよろしく願います。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第73号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説

事務局

明をお願いします。

議案第73号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから7ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が8件、使用貸借権が1件、賃貸借権が2件、合計の11件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件ですが、43番4の畑は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、農業用施設の用に供されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当します。

また、43番5の田は、農用地区域内にある農業用施設用地に用途区分されている農地となります。

以上のことから、許可は可能と判断しました。

次に、2番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、3番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

5ページをお願いします。

次に、4番及び5番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

6ページをお願いします。

次に、6番から8番までの案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産額の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、9番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

事務局

7ページをお願いします。

次に、10番及び11番の案件ですが、申請地は農振農用地区域内にある農地に区分されます。転用者は売電事業などを営む法人で、鏡町野崎及び鏡町宝出の田の一部に営農型太陽光発電設備を設置し、3年間の一時転用を行うものです。

土地利用計画の内容は、地元農家である個人が下部の農地で飼料用米（夢あおば）を栽培し、転用者が上部にて太陽光発電設備を設置し、売電事業を行う計画です。

また、設備の内容は、それぞれの農地において、支柱の高さ1.8メートルから2.4メートルで、太陽光パネル360枚、パネル出力122.4キロワット、遮光率は30パーセントから40パーセントであり、パネルの直下面積は665平方メートルです。

なお、知見者からの意見書において、太陽光パネル下部での営農について、支柱の間隔や架台最低高など、栽培に必要な農業用機械を使用した農作業も支障はなく、またソーラーシェアリングにおける飼料用米栽培については、他の研究機関の知見資料等も踏まえ、早生品種である「夢あおば」を作付し、適期移植、適期収穫に努めるとともに、多肥栽培及び雑草対策、病虫害防除など適正な管理を行うことにより、収穫の確保は可能であるとの意見がなされています。

よって、これらの状況を総合的に勘案し、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱い」に係る農林水産省通知に基づく要件を満たし、営農の適切な継続が見込まれると判断され、一時転用許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築地区担当の福島です。申請番号1番について説明します。

今月の17日に、白石委員、吉田推進委員、本田推進委員、私の4名で現地を確認に行きました。申請地は、八代の第七中学校の北約〇〇メートルぐらいにあり、譲受人が、ここに農業用倉庫及び駐車場を造りたいとのことです。

もともとこの一角の申請地には譲渡人の住宅と倉庫があり、ここに譲受人が農業用倉庫を建築しても周辺の農地への影響がないことを考えます。担当としては、

何ら問題ないことと考えていますので、御審議のほうよろしくお願いをします。

議 長

2番、郡築。

推進委員

郡築の本田です。2番の案件について説明いたします。

3月17日に、会長と推進委員の福島さん、吉田さんと現地調査を行いました。譲受人は廃棄物処理業を行っており、申請地隣接に一般廃棄物の管理積替え施設を有しています。運搬する大型車両なども入ってきますが、施設までの通路は狭く、困難な状況の中、資材置場や駐車場としての申請です。

先ほども申し上げましたように、譲受人の所有する施設に隣接する土地であるため、利便性がよい場所と言えます。この件について、担当委員として何ら問題がないことを意見します。御審議のほうよろしくお願いをいたします。

議 長

3番、八千杷。

推進委員

八千杷担当の中面です。申請番号3番について説明します。

申請地は、古閑浜の〇〇株式会社より東へ△△△メートル行った所で、周りが住宅地で、現況荒れ地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。

なお、この案件は、1月の総会で可決された申請地の隣接地になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

4番、太田郷。

10番

太田郷担当の有馬です。19日、現地を確認しました。

申請地はJR八代駅の北方向にあります製紙工場の敷地の東の端から、さらに東の方向に約〇〇〇メートルに位置しています。申請地の周りは一般住宅です。申請地の畑には雑草発生防止の黒色のシートがかけてありました。現状、無断転用ですので、始末書付きの農地転用の許可申請です。この4筆の畑と水田は、譲渡人が相続によって得たものです。

そして、もう一つの5番目の申請ですけど、事業計画では、土砂の資材置場となっております。申請地の南側は宅地、西側は住宅、東側は排水路、北側に水田が隣接していますが、日当たり、風通し、作物の影響はないものと予想されますが、私たちが確認をした時点では既に遊休地となっていました。よろしく御審議ください。

議 長

6番、高田。

推進委員

高田の山崎です。よろしくお願いいたします。

先ほども言いましたですけれども、3月の18日の日に、高野委員さんと視察しております。これも4条を入れて4筆出ておりますが、これは兄弟で3つの墓を建てるというようなことで、申請出ておりましたので、申し上げます。内容としましては、先ほど述べたような状態でございますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長

9番、千丁。

推進委員

9番、千丁担当委員の上原です。3月17日、農業委員会担当外3名で現地確認をいたしました。場所は農免道路、昭和共栄の信号機から千丁方面へ△△△メートルの所で、県道の近くでもあり家も隣接しております。

譲受人は八代市古閑中町、会社員、譲渡人は八代市千丁町古閑出、農業、譲渡人は譲受人の妻の祖父でもあり、土地を分けてもらい、個人住宅の建設です。転用面積は303平方メートルの個人住宅です。何ら問題はないと思います。

議 長

10番、鏡。

推進委員

鏡担当の福間です。申請番号10番について説明します。

2月24日に本田農業委員さんと現地確認を行いました。事業内容は、先ほど事務局より説明がありましたように、売電事業を営む借受人が太陽光発電の設備を設置し、下部の農地は肥料米の栽培計画があり、地元の専業農家の方が農地を借り受けて営農する計画です。

申請地は鏡町鏡地区の西側に位置し、集落や道に接しておりますが、現地を確認したところ、周辺の農地の営農には支障を及ぼす恐れがないと思われま。

また、JAやつしろの指導員から、パネル下での栽培をするため、品種の設定や収穫時期の適切な管理を行うことでの基準収量を確保できるという意見書を送付されており、今後の営農指導助言を行っていくということです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

11番、鏡。

推進委員

鏡担当の橋本です。申請番号11番について説明いたします。

3月18日、現地の確認を行いました。事業内容は、先ほど事務局より説明があ

推進委員

りましたように、売電事業を営む借受人が太陽光発電設備を設置し、下部の農地は飼料用米の栽培経験のある地元の専業農家の方が農地を借り受けて営農をする計画です。申請地は、鏡町宝出地区の西側の田んぼに位置し、北側は資材置場に接し、南側は農地に接しています。

現地を確認したところ、周辺農地の営農に支障を及ぼすほどじゃないと思われま

す。
また、JAやつしろ指導員からパネル下部で栽培するための品種の設定や収穫時期など、適切に管理を行うことで、基準収量を確保できることの意見書を送付されており、今後も営農指導助言を行っていくとのこと。御審議のほどよろしくお願

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

ただし、10番、11番の鏡の案件は、営農型太陽光発電施設であることから、県の諮問会議に許可相当として進達します。

次に、議案第71号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第71号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおり付議いたします。

今月は、売買による取得が3件、区分地上権の許可申請が2件ありました。

最初に、1番から3番の所有権移転についてご説明します。

地目は田、11, 382平方メートル、畑、1, 209平方メートル、計12, 591平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載のとおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局

次に、4番、5番の区分地上権の設定について御説明します。

地目は田、3, 932平方メートルです。

内容につきましては、先ほどご審議いただきました営農型太陽光発電設備設置のため、農地の空中部分に区分地上権設定の許可を申請するものです。

今回の案件のように太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、太陽光発電設備の設置者は、農地の空中部分を利用することから農地法第3条第1項の許可を受けることが必要です。

なお、農地法第3条第2項ただし書きにより、農地法第3条第2項各号に列記されている全部効率利用要件、常時従事要件、下限面積要件等の要件を満たす必要がない案件になります。それでは、ご審議方よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の吉田です。申請番号1番について御説明いたします。

3月17日に白石委員、福島委員、本田委員と現地確認を行いました。出し手は高齢、後継者もいないことから、離農をする方針でございます。受け手は規模拡大中で、昨年8月総会におきまして、ライスセンター移転建設の転用の審議を受けた方でございます。

申請地は、そのライスセンターの隣にある畑で資産形成を考えますも、何ら問題はありませぬ。御審議よろしく申し上げます。

議長

2番、昭和。

推進委員

昭和担当の齊藤です。申請番号2番と3番について説明します。

申請地は昭和地区の西側、堤防近くにあり、先週、現地確認を行いました。2番と3番は、両方とも譲受人は同じ法人の方で、施設園芸、稲刈り代行などを行っておられます。

現在、2番、3番とも譲渡人は農業経営を営んでおられません。もともと2番の農地を借りて稲作を作っておられた譲受人に、2番と3番の両方の譲渡人がご相談され今回の行為となりました。2番、3番両方とも何ら問題はないものと考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

4番、鏡。

推進委員

鏡担当の橋本です。申請番号4番について説明いたします。

先ほど農地法第5条の申請で説明しました営農型太陽光発電設備に伴うもので、農地の空中部分2.8メートルから4メートル部分を利用するために必要な申請となります。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

5番、鏡。

推進委員

鏡担当の福間です。これも先ほど農地法第5条の申請の説明のとおり、営農型太陽光発電設備の区分地上権設定のものです。現地を確認し、周辺農地へ影響を及ぼすおそれはないと思われますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(なし)

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議 長

議案第74号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第74号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書8ページから31ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が33件、面積は17万6,569.64平方メートル、所有権移転が10件、面積は4万4,683平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる、優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。

来月4月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、4月6日(木曜日)を予定

事務局

しています。

現時点で関係する地区は、高小原町の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日時を御連絡しますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第75号農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第75号基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について、議案書32ページから41ページのとおり付議いたします。

今月の農地利用集積計画は、賃借権設定が19件で、面積は6万9,999平方メートル、使用貸借権設定が1件で、面積は973平方メートル、合計の面積は7万972平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第75号の説明につきましては以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議長

議案第76号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第76号農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による、農地中間管理機構への買入れ協議の要請を、議案書42ページのとおり付議いたします。

事務局

今回、議案書記載の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく所有権移転につきまして、3月8日に、あっせんの申出がありました。しかし、不調に終わったため、八代市長に対し、同法第16条第2項の規定により、当該農用地の所有者に通知するよう要請をするものです。

買入れ協議制度における市長への買入れ協議の要請は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合は、認定農業者等に農地を利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買い入れることを必要と認め、市長から所有者と県農業公社で、買入れについて協議をしてください、ということをお所有者へ通知していただくものです。

この買入れ協議の通知は、買入れ協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は認定農業者が優先され、買入れ協議が成立しますと、所有者は1,500万円までの譲渡所得の特別控除が受けられることとなります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、可決されました。
八代市長に買入れ協議の要請をいたします。

議長

それでは、次に、追加議案第77号令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、追加議案第77号令和5年度最適化活動の目標の設定等について、本日配付の議案書に基づき、内容を説明いたします。お手元に配付の左上ホッチキス止め、議案第77号と書かれた三枚物の用紙になります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の促進」といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。

令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知、「農業委員会による最適化活動の推進等について」によりまして、最適化活動の目標の設定や推進委員と農業委員との役割分担等についての考え方が示されており、令和4年度から、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、都道府県農業委員会ネットワーク機構（熊本県におきましては、一般社団法人熊本県農業会議）の確認を受けた上で公表し、都道府県知事に報告することとなっております。

昨年5月30日開催の総会におきまして、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について審議し、承認された後、項目ごとの目標の達成に向けて、最適化活動を行っておりますが、本日は八代市農業委員会の翌年度の「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）」について、委員の皆さんにお諮りするものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。まず、区分Ⅰ 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）の、中段2、農家・農地等の概要の各項目の数値は、直近の2020年農林業センサスや、耕地及び作付面積統計、または本市が保有または県に報告している数値などを用いて記入しております。

次に、2ページをお願いします。次に、区分Ⅱ 最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標（1）農地の集積 ①現状及び課題 欄の‘これまでの集積面積（B）’の数値は、本市が県に報告している令和4年3月末時点の、認定農業者や認定新規就農者などへの集積面積を記入しております。‘集積率’は69.6%となっております。（この集積面積につきましては、直近令和5年3月末時点の数値が、現在、市の農政担当部局のほうで集計中でございますため、昨年度末の数値を記載させていただいております。）

続いて、1つ下の②目標 欄の‘農地の集積の目標年度’及び‘集積率’の設定については、熊本県が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で設定している農用地の利用集積に関する目標を、本農業委員会の目標とし、また、‘今年度末の集積率（目標）’72.2%は、令和4年度から目標年度の令和11年度までの8年間で、目標集積率80%とするためには、現在の集積率69.6%から10.4%上昇させる必要があります、平均した上昇率を毎年確保していくということが、達成に向けて無理がない取組であると考えまして、毎年度に1.3%ずつ集積率を向上させていく計算としたため、4年度目標集積率70.9%に1.3%を加えた、本年5年度の集積率は72.2%に設定しております。

1つ下の次の項目（2）遊休農地の解消 ①現状及び課題 欄の‘直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況’の数値は、昨年9月から10月にかけて、委員の皆様方が調査されました「利用状況調査」を基に集計した面積を記入しております。

続いて ②目標 欄の ア既存遊休農地解消 ‘a 緑区分の遊休農地の解消’の下段「緑区分の遊休農地の解消目標面積」の設定につきましては、令和3年度の利

用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を、令和4年度から8年度までの5年間で解消することとし、毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させるということを目標として設定する とガイドラインでなされていることから、14haの5分の1の2.8haとしています。

続いて、‘b黄色区分の遊休農地の解消’に係る目標については、都道府県、市町村、農地バンク等と協議し、基盤整備事業の実施など、黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定する とガイドラインのほうではなされておりますが、この工程表のひな型については、農林水産省において現在検討中であり、現時点においても示されておりませんため、具体的な内容が示され次第、作成するということとなります。

続いて 最下段、イ新規発生遊休農地の解消 の目標設定については、前年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定する とされていることから、令和4年度、本年度の利用状況調査において新たに判明した緑区分の遊休農地1.5haを解消面積目標として設定しております。

次に、3ページをお願いいたします。次の項目、(3)新規参入の促進 ①現状及び課題 欄の‘令和2年度・令和3年度・令和4年度新規参入者’の数値につきましては、本市が保有し、県などに報告している数値を記入しております。

続いて、1つ下、②目標 欄の上段‘権利移動面積’は、毎年度、農業委員会事務局で集計し、県に報告している「農業委員会実態調査表」の数値から、農地法第3条第1項の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された農用地利用集積計画による権利の設定または移転が行われた面積を記入しております。

また、下段の目標面積につきましては、過去3カ年度の権利移動面積の平均367haの1割の36.7haを設定しております。

次に移ります。続いては、2 最適化活動の活動目標 (1)推進員等が最適化活動を行う日数目標 の‘1人当たりの活動日数’は、「令和4年度最適化活動の目標の設定」と同じく、月当たり平均活動日数を6日以上として設定し、最適化活動を行う委員は、中立委員を除く全ての委員としています。ちなみに、令和4年度の、現時点での最新の月1人当たりの平均日数は4.8日でございます。

次の項目、(2)活動強化月間の設定目標 については、農業委員会は毎年度「利用状況調査」とは別に、活動強化月間として3月以上(年間3回以上)を設定することを目標とする とガイドラインでなっているため、‘活動強化月間の設定回数’を3回とし、‘強化月間の具体的な取組時期・内容’としては、令和5年4月1日から施行される農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき2年以内での作成が求められております「地域計画」策定に係る目標地図の素案の作成を農業委

事務局

員会が行うこととなっているため、7月及び2月にタブレットなどを活用した農地の出し手・受け手の情報収集や意向把握、担い手への農地利用集積、目標地図の素案作成などに取り組む「農地情報収集・農地利用集積月間」を、令和5年11月に農地パトロールによる遊休農地の発見・解消活動などに取り組む「遊休農地解消活動月間」をそれぞれ設置しております。この活動強化月間での取組項目は、最適化活動と位置づける「担い手への農地の集積・集約化」「遊休農地の解消」「新規参入の促進」に該当する取組である必要があり、「農地情報収集・農地利用集積月間」と「遊休農地解消活動月間」の2項目を設定した次第でございます。この活動強化月間は、最適化活動を行う全ての委員が一斉に同じ活動に取り組むということになります。

次の項目、(3)新規参入相談会への参加目標 については、都道府県や市町村が実施する新規参入相談会に、農業委員・推進委員が1名以上参加することを目標として設定することとなっているため、令和5年度につきましては、八代農業高校と連携し、八代市担い手育成総合支援協議会が主催する『八代農業塾』へ1回以上参加することを目標として設定しております。

以上で、「令和5年度 最適化活動の目標の設定等(案)」についての説明を終わりますが、来年度はこの最適化活動の目標に基づいて1年間、活動を行っていくこととなります。

また、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価することとなっております。現在、各委員の毎月の活動内容を「活動記録簿」のほうに記入していただき、提出していただいておりますが、5年度も引き続き、各委員の日々の活動は必ず「活動記録簿」に御記入していただき、提出期限内に事務局まで御提出いただきますようよろしくお願いいたします。

少し長くなりましたが、以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長

以上の案件につきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんから何か質問はございませんか。

(なし)

議長

では、改めまして、異議がなければ、農地利用最適化推進委員も含め、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第4条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意や解約、農地法の第5条制限除外取下げ願の届出、農地法第3条の別段面積の廃止を報告します。

これをもちまして、3月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和5年3月22日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____